

家庭ごみ有料化の制度設計について

最 終 答 申

平成 2 7 年 1 1 月
国立市ごみ問題審議会

目 次

| | |
|------------------------------|-----------|
| はじめに | 1 |
| 1. 国立市のごみ処理の現状と課題 | 1 |
| (1) ごみ排出量及び処理経費 | |
| (2) 家庭ごみ処理の現状と課題 | |
| (3) 中間処理及び最終処分の現状と課題 | |
| 2. 家庭ごみの有料化の実施状況と効果 | 7 |
| (1) 家庭ごみの有料化の実施状況 | |
| (2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果 | |
| 3. 家庭ごみの有料化の制度設計 | 9 |
| (1) 有料化の対象について | |
| (2) 手数料の料金体系について | |
| (3) 手数料の徴収方法について | |
| (4) 手数料の設定について | |
| (5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法 | |
| (6) 手数料の減免について | |
| 4. 収集方法について | 15 |
| 5. 有料化にあたっての留意事項 | 16 |
| (1) 市民への周知啓発の徹底 | |
| (2) 減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実 | |
| (3) 収入の使途 | |
| (4) 不法投棄と不適正排出対策 | |
| (5) 事業系ごみの取扱いについて | |
| おわりに | 19 |
| 参考資料 | 20 |
| 家庭ごみの有料化に関するアンケート調査の概要 | |
| 諮問書 | |
| 第9期国立市ごみ問題審議会委員名簿 | |
| 第9期国立市ごみ問題審議会におけるこれまでの審議経過 | |

はじめに

第9期ごみ問題審議会は、2013（平成25）年11月20日に国立市長から委嘱され発足しました。同日に国立市長からは、国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第12条第2項の規定に基づき、「家庭ごみ有料化の制度設計について」と「国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について」の2点の諮問を受けました。

諮問を受け、市民への家庭ごみの有料化に関するアンケート調査の結果も参考に、慎重に審議を行った結果「家庭ごみ有料化の制度設計について」ここに最終答申をするものです。

1. 国立市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ排出量及びごみ処理経費

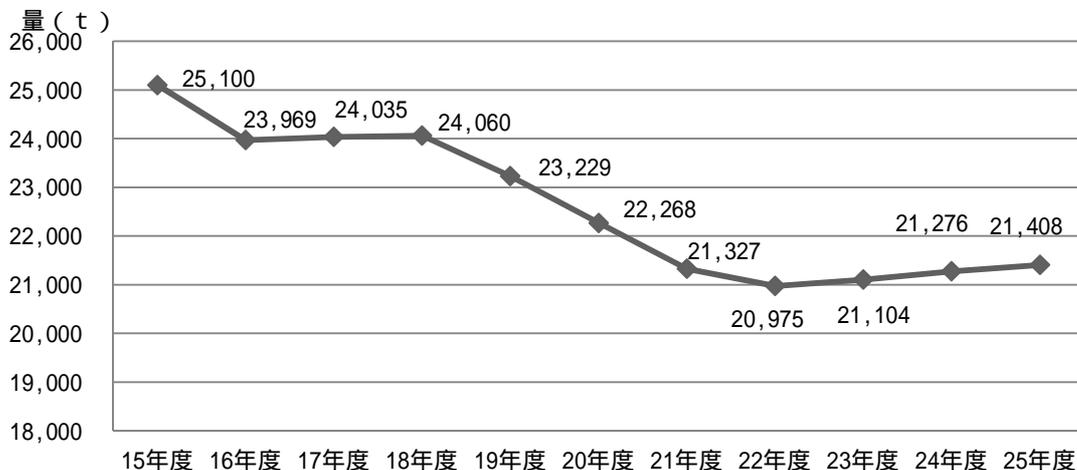
1) 総ごみ排出量（資源を含む家庭系と事業系ごみ）

平成15年度に家庭用せん定枝等の申込制戸別収集及び資源化、平成16年度に廃食用油の拠点回収、平成20年度にプラスチック製容器包装の分別収集及び資源化、平成22年度に資源物の直接買取事業を開始し、平成22年度に二ツ塚最終処分場への埋立ごみの搬入量のゼロを達成し現在に至っています。

総ごみ排出量は平成16年度から2ヶ年横ばいの状態が続き、その後平成22年度までは減少傾向にありましたが、平成23年度以降は微増傾向にあります。

平成25年度の1人1日当たりの総ごみ排出量は787.2g/人日で26市中収集量が多い順から6番目、家庭系ごみは668.1g/人日で26市中収集量が多い順から7番目、事業系ごみは119.1g/人日で26市中収集量が多い順から9番目という状況であり、さらなる減量化が必要です。

総ごみ排出量の推移



2) ごみ処理経費

平成 25 年度のごみ処理経費は、約 12 億 200 万円で、市の一般会計歳出額の約 4.7% を占め、1 人当たりのごみ処理経費としては約 16 千円です。

平成 20 年度からの推移では、経費的に減少してきていますが、これは施設の建設公債費の減による中間処理費の減少や業務の外部委託による人件費の減少の要素があります。

経費の面では、処理施設の延命化、搬入実績による分担金の負担軽減のため、ごみ収集後の資源化もさることながら、排出前の発生抑制が強く求められています。

ごみ処理経費の推移

単位：千円

| 年 度 | 平成 20 | 平成 21 | 平成 22 | 平成 23 | 平成 24 | 平成 25 |
|-------------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 収 集 運 搬 費 | 296,765 | 295,770 | 318,429 | 318,230 | 315,907 | 316,902 |
| 中間処理費(可燃) | 731,065 | 758,436 | 734,446 | 605,158 | 552,984 | 411,982 |
| 中間処理費(不燃) | 145,734 | 96,252 | 96,163 | 104,854 | 98,082 | 136,584 |
| 最 終 処 分 費 | 128,460 | 127,816 | 131,976 | 131,373 | 127,515 | 130,459 |
| 人 件 費 | 139,539 | 133,304 | 129,164 | 119,632 | 101,278 | 112,422 |
| そ の 他 の 経 費 | 124,629 | 124,852 | 101,683 | 83,554 | 85,806 | 93,856 |
| 合 計 (ごみ処理費) | 1,566,192 | 1,536,430 | 1,511,861 | 1,362,801 | 1,281,572 | 1,202,205 |
| 一般会計歳出額 | 24,020,030 | 25,630,200 | 25,436,548 | 25,374,037 | 26,563,103 | 25,660,705 |
| 一般会計に占める 割合(%) | 6.5 | 6.0 | 5.9 | 5.4 | 4.8 | 4.7 |
| 4月1日人口(人) | 73,803 | 74,251 | 74,329 | 74,432 | 74,265 | 74,508 |
| 1人当たりごみ処理費 | 21 | 21 | 20 | 18 | 17 | 16 |

(2) 家庭ごみ処理の現状と課題

平成 25 年度の家庭系可燃ごみの組成分析では、家庭系可燃ごみの中には、厨芥類(生ごみ)が 34.1%、紙類が 33.6%含まれています。

生ごみ堆肥化容器等の普及促進により、厨芥類の排出前の減量化・資源化を図っていくこと、紙類の資源回収が徹底し、燃やすごみに含まれている紙類がリサイクルされることにより、燃やすごみの量が大幅に減少することが期待できます。

厨芥類については、平成 4 年度から生ごみ堆肥化容器購入費の助成、平成 9 年度から電動式生ごみ処理機購入費の助成を、平成 23 年度からは公民館と連携を図りバクテリア de キエーロの作成講座事業、平成 25 年度からは発酵促進剤であるアスカマンの無料配布によるモニター事業、平成 26 年 2 月からミニ・キエーロのモニター事業が実施されていますが、生ごみ処理容器等の普及率が約 4.2%であり、さらなる普及拡大が求められます。

また、厨芥類の水切りの奨励のために水切りネットの無料配布を実施されていますが、水切り器による減量効果は、平成 24 年 3 月の埼玉県清掃行政研究協議会による水切りによる生ごみの減量効果調査報告書を参考にすると 8.7%程度の減量効果が見込まれるため、引き続きの啓発の推進が求められます。

紙類については、平成2年度から資源回収推進奨励金制度を開始し、平成22年度からは集団資源回収や販売店回収がない地域での資源物買取として個人からの新聞紙の買い取りの実施、また、雑紙回収紙袋を作成し、月2回程度の駅頭周知や自治会を始めとした団体等へのミニ出前講座にて無料配布を行い資源雑紙の分別の意識付けやEPR（拡大生産者責任）の観点から、新聞紙の販売店回収を奨励などの取組みが実施されています。

合計の回収収集量は減少傾向にあり、これは生活様式の変化に伴う紙類の使用が減少したのも要因の一つと考えられますが、一方で可燃ごみに混入している分は回収量の増加につながられる可能性があります。

生ごみ処理容器等普及実績

単位：件、ほか

| 年度 | 助成事業 | | | 公民館講座 バクテリア deキエーロ | 無償提供 (モニター事業) ミニ・ キエーロ | 計(累計) | 普及率 | 無償提供 (モニター事業) アスカマン |
|------|----------------|-------|------------|--------------------------|---------------------------------|-----------|-------|---------------------------|
| | 堆肥化容器 コンポスト | 電動処理機 | 助成金額(円) | | | | | |
| 平成4 | 不詳 | | 750,000 | | | 不詳 | 不詳 | |
| 平成5 | 271 | | 813,000 | | | 271(271) | 約1.0% | |
| 平成6 | 167 | | 501,000 | | | 167(438) | 約1.6% | |
| 平成7 | 59 | | 177,000 | | | 59(497) | 約1.8% | |
| 平成8 | 85 | | 255,000 | | | 85(582) | 約2.0% | |
| 平成9 | 49 | 28 | 707,000 | | | 77(659) | 約2.2% | |
| 平成10 | 63 | 31 | 809,000 | | | 94(753) | 約2.4% | |
| 平成11 | 41 | 38 | 883,000 | | | 79(832) | 約2.5% | |
| 平成12 | 14 | 42 | 877,900 | | | 56(888) | 約2.8% | |
| 平成13 | 4 | 48 | 959,100 | | | 52(940) | 約2.9% | |
| 平成14 | 11 | 11 | 253,000 | | | 22(962) | 約2.9% | |
| 平成15 | 35 | 12 | 314,300 | | | 47(1,009) | 約3.0% | |
| 平成16 | 14 | 37 | 768,900 | | | 51(1,060) | 約3.2% | |
| 平成17 | 15 | 64 | 1,275,200 | | | 79(1,139) | 約3.4% | |
| 平成18 | 15 | 43 | 875,500 | | | 58(1,197) | 約3.5% | |
| 平成19 | 11 | 38 | 778,900 | | | 49(1,246) | 約3.6% | |
| 平成20 | 8 | 42 | 756,400 | | | 50(1,296) | 約3.7% | |
| 平成21 | 27 | 37 | 688,100 | | | 64(1,360) | 約3.9% | |
| 平成22 | 21 | 19 | 415,000 | | | 40(1,400) | 約4.0% | |
| 平成23 | 29 | 15 | 388,200 | (17) | | 44(1,444) | 約4.2% | |
| 平成24 | 21 | | 68,200 | (13) | | 21(1,465) | 約4.1% | |
| 平成25 | 26 | | 95,100 | (15) | 21 | 47(1,512) | 約4.2% | 75 |
| 計 | 986 | 505 | 13,408,800 | (45) | 21 | 1,512 | | 75 |

公民館講座のバクテリア de キエーロの件数は堆肥化容器の助成事業に含む。

紙類の資源回収及び市収集量の推移

単位：t/年

| 年度 | 資源回収量 | | 市収集量 | 合計 |
|------|-------|--------|-------|---------|
| | 団体 | 個人(新聞) | | |
| 平成15 | 1,335 | | 3,336 | 4,671 |
| 平成16 | 1,230 | | 3,064 | 4,294 |
| 平成17 | 1,207 | | 3,163 | 4,370 |
| 平成18 | 1,164 | | 3,080 | 4,244 |
| 平成19 | 1,365 | | 2,636 | 4,001 |
| 平成20 | 1,388 | | 2,524 | 3,912 |
| 平成21 | 1,393 | | 2,547 | 3,940 |
| 平成22 | 1,374 | 0.3 | 2,327 | 3,701.3 |
| 平成23 | 1,317 | 0.4 | 2,271 | 3,588.4 |
| 平成24 | 1,267 | 1.8 | 2,281 | 3,549.8 |
| 平成25 | 1,241 | 2.0 | 2,442 | 3,685 |

(3) 中間処理及び最終処分の現状と課題

1) 可燃ごみの中間処理

可燃ごみの焼却処理は、稲城市民の負担と協力をいただく中で国立市、府中市、稲城市、狛江市の4市で共同運営する多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行っており、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、前々年の10月から前年の9月までの組合に搬入されるごみ量に応じて算出されています。

また、平成10年度の稼働開始から15年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

負担金の推移

単位：円

| 年度 | 負担金額 | | 清算金等 | | | 差引額 |
|------|---------------|--------------|-------------|-------------------|---------------|---------------|
| | ごみ処理 | 組合国立加入負担(一時) | 過年度 | 組合府中加入我们加入清算金(一時) | 損害賠償請求和解金(一時) | |
| 平成15 | 1,214,218,000 | 236,000,000 | 54,474,243 | | | 1,395,743,757 |
| 平成16 | 924,621,000 | | 40,757,694 | | | 883,863,306 |
| 平成17 | 908,202,000 | | 45,186,117 | | | 863,015,883 |
| 平成18 | 890,887,000 | | 35,094,101 | | | 855,792,899 |
| 平成19 | 742,586,000 | | 57,390,763 | 153,505,794 | | 531,689,443 |
| 平成20 | 731,065,000 | | 35,519,694 | 153,505,785 | | 542,039,521 |
| 平成21 | 758,436,000 | | 29,794,420 | 153,505,785 | | 575,135,795 |
| 平成22 | 734,446,000 | | 13,898,289 | 153,505,785 | | 567,041,926 |
| 平成23 | 605,158,000 | | 59,788,933 | 153,505,785 | | 391,863,282 |
| 平成24 | 552,984,000 | | 75,630,955 | 153,505,785 | 291,457,000 | 32,390,260 |
| 平成25 | 411,982,000 | | 151,567,670 | 153,505,785 | | 106,908,545 |

組合府中加入我们加入負担金は平成28年度まで

構成市における可燃ごみの焼却量の推移

単位：g/人日

| 年度 | 国立市 | 稲城市 | 狛江市 | 府中市 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 平成15 | 618.5 | 695.2 | 650.6 | 687.5 |
| 平成16 | 592.4 | 649.6 | 651.3 | 677.5 |
| 平成17 | 595.2 | 591.5 | 594.9 | 663.2 |
| 平成18 | 594.5 | 601.0 | 546.3 | 634.1 |
| 平成19 | 582.1 | 580.1 | 537.5 | 578.4 |
| 平成20 | 558.8 | 566.2 | 526.0 | 544.4 |
| 平成21 | 531.3 | 546.9 | 506.2 | 509.6 |
| 平成22 | 521.4 | 537.8 | 493.8 | 409.5 |
| 平成23 | 525.9 | 532.8 | 482.8 | 410.9 |
| 平成24 | 532.4 | 530.4 | 471.0 | 412.1 |
| 平成25 | 528.4 | 522.4 | 465.4 | 405.8 |

2) 不燃ごみ等の中間処理

不燃ごみ等は、環境センターで、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、製品プラスチック、ビン、缶、ペットボトルに分別し、破碎処理後圧縮等の処理を行い、再生化業者に引き渡すなど資源化に取り組んでいますが、平成元年度の稼働開始から25年目を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

3) 最終処分

最終処分は、日の出町民の負担と協力をいただく中で国立市を含め 25 市 1 町で共同運営する東京たま広域資源循環組合の二ツ塚処分場で行っており、平成 18 年 7 月から焼却灰は埋め立てずにセメントの原料としてリサイクルするエコセメント化事業を開始し、構成自治体のリサイクルの取組みも進んだこともあり、埋立はリサイクル化ができない不燃ごみのみとなっています。

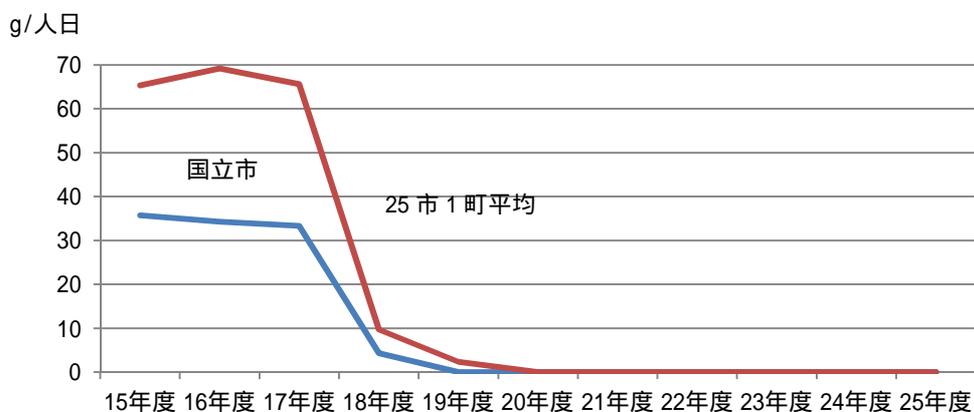
なお、平成 22 年度からは国立市の埋立ごみの搬入はない状況ですが、組合の経費は、組織団体の負担金その他の収入をもってあてられ、組織団体の負担金は、搬入実績累積量等に応じて算出されています。また、平成 10 年度の二ツ塚処分場の稼働開始から 15 年を経過したことで、今後施設の延命化対策等の課題があります。

負担金の推移

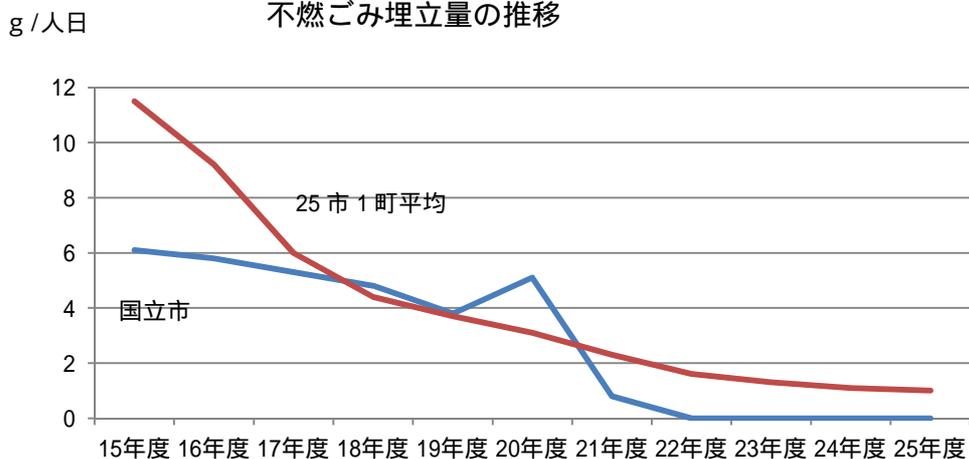
単位：千円

| 年度 | 負担金額 | 年度 | 負担金額 |
|-------|---------|-------|---------|
| 平成 15 | 92,551 | 平成 21 | 127,816 |
| 平成 16 | 104,492 | 平成 22 | 131,976 |
| 平成 17 | 100,283 | 平成 23 | 131,373 |
| 平成 18 | 154,959 | 平成 24 | 127,515 |
| 平成 19 | 136,803 | 平成 25 | 130,459 |
| 平成 20 | 128,460 | | |

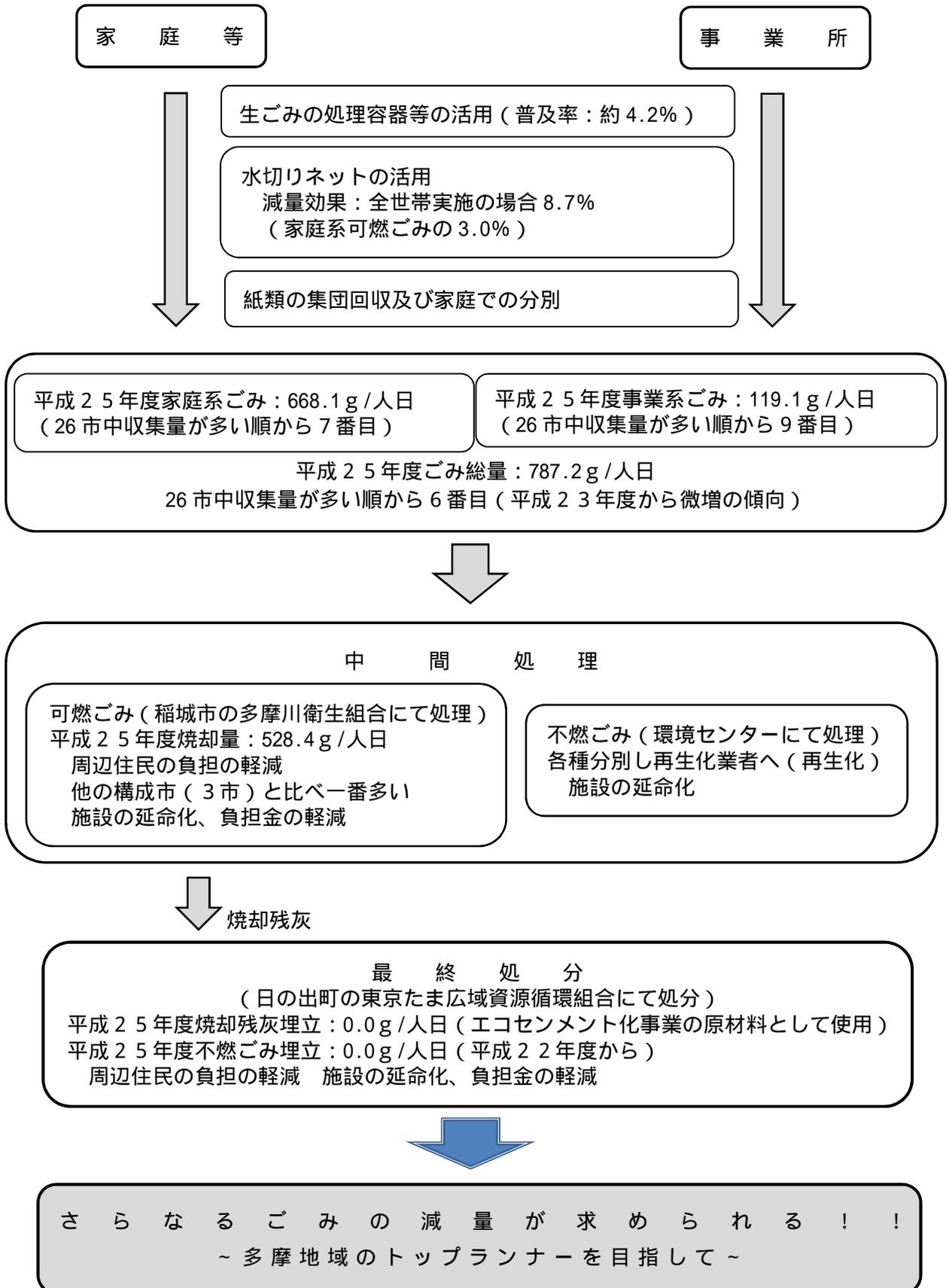
焼却残灰埋立量の推移



不燃ごみ埋立量の推移



国立市のごみ処理の現状と課題をまとめますと、次のようなフローが描かれ、国立市循環型社会形成推進計画で示されている多摩地域のトップランナーを目指すべくさらなるごみの減量が求められます。



2. 家庭ごみの有料化の実施状況と効果

(1) 家庭ごみの有料化の実施状況

多摩地域での家庭ごみの有料化は、現在、26 市中 22 の市が導入しています。

また、全国では平成 26 年 4 月時点で 1,741 自治体中 1,086 の自治体 (62.4%) で導入されており、近年増加傾向にあります。

多摩地域における家庭ごみの有料化の実施状況

| 実施年月(平成) | 実施団体数 | 実施団体 | 実施年月(平成) | 実施団体数 | 実施団体 |
|----------|-------|---------------|----------|-------|---------|
| 10年10月 | 1 | 青梅市 | 17年10月 | 2 | 町田市、狛江市 |
| 12年10月 | 1 | 日野市 | 20年1月 | 1 | 西東京市 |
| 13年6月 | 1 | 清瀬市 | 20年4月 | 1 | 多摩市 |
| 14年4月 | 2 | 昭島市、福生市 | 21年10月 | 1 | 三鷹市 |
| 14年10月 | 2 | 東村山市、羽村市 | 22年2月 | 1 | 府中市 |
| 16年4月 | 2 | 調布市、あきる野市 | 25年6月 | 1 | 国分寺市 |
| 16年10月 | 3 | 八王子市、武蔵野市、稲城市 | 25年11月 | 1 | 立川市 |
| 17年8月 | 1 | 小金井市 | 26年10月 | 1 | 東大和市 |
| 小計 | 13 | | 小計 | 9 | |

未実施：小平市、東久留米市、武蔵村山市、国立市

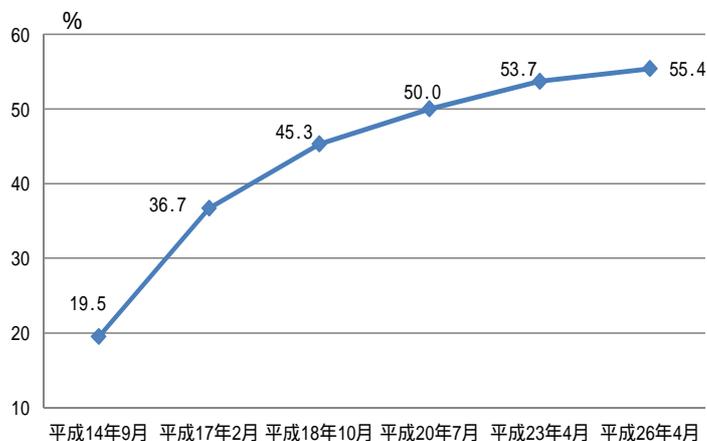
全国市区町村の有料化実施状況

平成 26 年 4 月現在

| | 総数 | 有料化実施 | 有料化実施率 |
|------|-------|-------|--------|
| 市区 | 813 | 450 | 55.4% |
| 町 | 745 | 517 | 69.4% |
| 村 | 183 | 119 | 65.0% |
| 市区町村 | 1,741 | 1,086 | 62.4% |

第 4 回審議会山谷会長提供資料より引用

全国都市の有料化実施率の推移



第 4 回審議会山谷会長提供資料参考

(2) 家庭ごみ減量手段としての有料化の効果

家庭ごみの有料化を導入することにより、次のような効果が期待できます。

ごみ減量・リサイクル推進への誘因を提供できる。
負担の公平性を確保できる。

ごみ問題・適正排出への関心が高まる。
ごみの処理経費を削減できる。

多摩地域で家庭ごみの有料化を実施した市では、実施後の平均として 1 人 1 日当たりのごみ収集量 (資源を含む) について 7.6~31.5% (平均 16.0%) の減少効果が表れています。

有料化導入自治体の家庭ごみ量の推移

上段：収集量、下段：増減率、単位：g/人日

| 市名 | 平成9年度 | 平成10年度 | 平成11年度 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平均 |
|-------|-------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 青梅市 | 816.0 | 775.0 | 655.9 | 684.9 | 706.5 | 717.5 | 714.4 | 694.3 | 693.6 | 697.9 | 662.4 | 663.6 | 646.6 | 638.0 | 631.8 | 631.3 | 626.2 | 671.0 |
| | | | -19.6% | -16.1% | -13.4% | -12.1% | -12.5% | -14.9% | -15.0% | -14.5% | -18.8% | -18.7% | -20.8% | -21.8% | -22.6% | -22.6% | -23.3% | -17.8% |
| 日野市 | 948.2 | 952.6 | 932.6 | 859.7 | 689.1 | 696.5 | 691.4 | 662.5 | 669.1 | 664.5 | 639.7 | 633.0 | 606.8 | 595.9 | 595.3 | 584.3 | 577.5 | 638.9 |
| | | | | | -26.1% | -25.3% | -25.9% | -29.0% | -28.3% | -28.7% | -31.4% | -32.1% | -34.9% | -36.1% | -36.2% | -37.3% | -38.1% | -31.5% |
| 清瀬市 | 731.1 | 743.2 | 735.7 | 756.3 | 716.4 | 687.8 | 686.0 | 641.1 | 670.0 | 655.7 | 627.6 | 611.5 | 603.3 | 587.5 | 580.6 | 583.7 | 585.8 | 626.7 |
| | | | | | | -9.1% | -9.3% | -15.2% | -11.4% | -13.3% | -17.0% | -19.1% | -20.2% | -22.3% | -23.2% | -22.8% | -22.5% | -17.1% |
| 昭島市 | 798.0 | 810.5 | 798.5 | 767.6 | 803.1 | 697.8 | 702.9 | 695.0 | 701.6 | 696.9 | 673.5 | 658.2 | 643.6 | 633.9 | 633.4 | 629.2 | 624.3 | 663.0 |
| | | | | | | | | -12.5% | -13.5% | -12.6% | -13.2% | -16.1% | -18.0% | -19.9% | -21.1% | -21.7% | -22.3% | -17.5% |
| 福生市 | 883.8 | 907.3 | 858.5 | 840.9 | 852.4 | 773.4 | 781.1 | 772.9 | 772.5 | 753.4 | 731.8 | 718.3 | 699.3 | 690.8 | 689.4 | 682.8 | 677.1 | 724.5 |
| | | | | | | | | -8.4% | -9.3% | -9.4% | -11.6% | -14.1% | -15.7% | -18.0% | -19.0% | -19.1% | -19.9% | -20.6% |
| 東村山市 | 801.2 | 787.4 | 801.5 | 756.5 | 730.8 | 702.4 | 649.6 | 635.3 | 645.0 | 639.9 | 617.6 | 601.6 | 587.9 | 578.1 | 574.3 | 570.4 | 569.2 | 606.3 |
| | | | | | | | | -11.1% | -13.1% | -11.7% | -12.4% | -15.5% | -17.7% | -19.6% | -20.9% | -21.4% | -21.9% | -22.1% |
| 羽村市 | 790.4 | 806.6 | 832.8 | 814.8 | 826.3 | 803.0 | 757.9 | 756.5 | 766.8 | 755.7 | 719.5 | 705.7 | 679.6 | 666.6 | 678.3 | 681.5 | 682.1 | 713.7 |
| | | | | | | | | -8.3% | -8.4% | -7.2% | -8.5% | -12.9% | -14.6% | -17.8% | -19.3% | -17.9% | -17.5% | -13.6% |
| 調布市 | 799.4 | 814.0 | 808.3 | 799.5 | 779.6 | 777.2 | 774.0 | 716.3 | 723.4 | 721.3 | 688.6 | 665.8 | 649.6 | 635.6 | 630.3 | 630.3 | 627.9 | 663.7 |
| | | | | | | | | | | -6.5% | -6.8% | -11.0% | -14.0% | -16.1% | -17.9% | -18.5% | -18.6% | -18.9% |
| あきる野市 | 929.3 | 957.7 | 955.4 | 990.7 | 1,008.1 | 1,006.7 | 1,040.9 | 892.6 | 892.5 | 894.7 | 864.2 | 842.2 | 804.9 | 795.8 | 792.5 | 784.8 | 780.9 | 828.1 |
| | | | | | | | | | | | -14.3% | -14.0% | -17.0% | -19.1% | -22.7% | -23.5% | -23.9% | -24.6% |
| 八王子市 | 772.0 | 775.4 | 763.6 | 770.1 | 759.1 | 742.2 | 751.8 | 697.9 | 631.1 | 633.0 | 618.2 | 613.1 | 593.9 | 590.1 | 607.6 | 603.5 | 603.6 | 610.5 |
| | | | | | | | | | -16.1% | -15.8% | -17.8% | -18.4% | -21.0% | -21.5% | -19.2% | -19.7% | -19.7% | -18.8% |
| 武蔵野市 | 870.3 | 849.7 | 850.6 | 833.5 | 822.4 | 803.3 | 783.3 | 768.8 | 763.8 | 766.2 | 743.3 | 720.6 | 695.6 | 691.4 | 679.5 | 676.7 | 674.0 | 712.3 |
| | | | | | | | | | | | -2.5% | -2.2% | -5.1% | -8.0% | -11.2% | -11.7% | -13.3% | -14.0% |
| 稲城市 | 731.9 | 739.5 | 750.6 | 760.1 | 754.8 | 716.3 | 711.3 | 681.9 | 673.2 | 684.3 | 666.6 | 650.4 | 625.4 | 611.9 | 603.6 | 595.5 | 589.6 | 633.4 |
| | | | | | | | | | | | -5.4% | -3.8% | -6.3% | -8.6% | -12.1% | -14.0% | -15.1% | -16.3% |
| 小金井市 | 759.7 | 763.3 | 764.2 | 782.0 | 765.5 | 763.2 | 745.8 | 733.4 | 730.4 | 687.8 | 654.2 | 629.2 | 612.1 | 603.3 | 594.8 | 587.7 | 589.3 | 619.8 |
| | | | | | | | | | | | -6.2% | -10.8% | -14.2% | -16.5% | -17.7% | -18.9% | -19.9% | -19.6% |
| 町田市 | 763.9 | 765.4 | 746.9 | 738.2 | 732.1 | 734.6 | 734.1 | 721.2 | 706.7 | 630.7 | 613.1 | 601.5 | 587.8 | 581.9 | 577.7 | 569.9 | 567.8 | 591.3 |
| | | | | | | | | | | | -12.5% | -15.0% | -16.6% | -18.5% | -19.3% | -19.9% | -21.0% | -21.3% |
| 狛江市 | 833.0 | 839.9 | 828.2 | 832.0 | 818.8 | 812.7 | 810.1 | 793.9 | 771.7 | 715.7 | 702.1 | 680.7 | 663.3 | 645.6 | 640.4 | 634.9 | 629.2 | 664.0 |
| | | | | | | | | | | | -9.9% | -11.6% | -14.3% | -16.5% | -18.7% | -19.3% | -20.0% | -20.7% |
| 西東京市 | | | | | 721.6 | 715.7 | 707.5 | 691.1 | 688.9 | 677.2 | 645.9 | 578.1 | 570.2 | 577.4 | 570.6 | 567.1 | 575.2 | 573.1 |
| | | | | | | | | | | | | -14.6% | -15.8% | -14.7% | -15.7% | -16.3% | -15.1% | |
| 多摩市 | 858.0 | 855.9 | 831.5 | 786.5 | 741.2 | 732.5 | 722.4 | 701.1 | 680.9 | 679.1 | 675.9 | 592.4 | 585.6 | 586.2 | 587.3 | 581.2 | 575.0 | 583.1 |
| | | | | | | | | | | | | | -13.4% | -13.3% | -13.1% | -14.0% | -14.9% | -13.7% |
| 三鷹市 | 804.8 | 794.7 | 796.7 | 774.4 | 748.0 | 738.2 | 720.1 | 702.4 | 702.3 | 703.2 | 678.8 | 660.1 | 629.9 | 606.7 | 607.8 | 611.6 | 614.3 | 610.1 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | -8.1% | -7.9% | -7.3% |
| 府中市 | 815.4 | 804.8 | 791.3 | 787.0 | 780.2 | 772.6 | 765.1 | 739.5 | 733.3 | 708.1 | 667.6 | 643.5 | 640.3 | 537.3 | 550.5 | 553.0 | 548.8 | 547.4 |
| | | | | | | | | | | | | | | | -16.5% | -14.5% | -14.1% | -14.7% |
| 国立市 | 822.2 | 793.3 | 764.6 | 773.7 | 766.9 | 766.3 | 763.8 | 732.0 | 741.5 | 741.1 | 698.4 | 686.3 | 671.3 | 657.6 | 661.1 | 661.3 | 668.1 | |

家庭ごみを有料化すると、直後は減少しても再びもとに戻ってしまうこと（リバウンド）がよく言われます。純粋なリバウンドの検証は困難ですが、家庭ごみの有料化を導入した自治体の導入以降の状況からは引き続き減量効果を保っており、際立ったリバウンドは生じていません。

平成25年度における比較

可燃ごみ収集量

| | |
|-----------------|----------------------|
| 多摩川衛生組合 構成4市 | 393.3g/人日 |
| 国立市 | 414.9g/人日 |
| 収集量の差 (増減率) | 21.6g/人日 (5.5%多い) |

総ごみ収集量

| | |
|----------------|----------------------|
| 多摩地域26市 | 623.6g/人日 |
| 国立市 | 668.1g/人日 |
| 収集量の差 (増減率) | 44.5g/人日 (7.1%多い) |

3. 家庭ごみの有料化の制度設計

(1) 有料化の対象について

有料化の導入の目的は、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、ごみの排出量に応じた費用負担の公平性を確保することにあります。費用負担の公平性からは、全品目を有料化することも考えられますが、円滑な制度導入のためには市民の負担感・受容性への配慮が必要です。

環境負荷の低減のため、更なるごみの減量化・資源化を早急に進めることが差し迫った課題である現状を踏まえると、「燃やすごみ」、「不燃ごみ」を有料化の対象として発生抑制・排出抑制を推進することが適切と考えます。

なお、資源ごみについても、分別徹底を図るとともに、発生抑制・排出抑制を推進する必要があります。

また、不適物混入の多い容器包装プラスチック等は、より違反ごみが混入し手選別作業が増加する可能性が危惧されるため、分別排出の動機づけや不適正排出の抑制、さらにはレジ袋の削減の観点から有料化の対象に加えるのが適切と考えます。

なお、家庭ごみのうち、すでに有料（粗大ごみ券）で戸別収集を実施している粗大ごみについては、有料化の制度目的をふまえ、制度全体の整合性を確保するため、対象品目と手数料の見直しを図るべきと考えます。

多摩地域有料化導入自治体の対象品目の状況

| 市名 | 可燃ごみ | 不燃ごみ | 容器包装プラスチック |
|-------|------|------|--------------------------|
| 青梅市 | | | |
| 日野市 | | | 不燃ごみ扱い（発泡容器、硬質プラスチックは無料） |
| 清瀬市 | | | |
| 昭島市 | | | |
| 福生市 | | | 対象外 |
| 東村山市 | | | |
| 羽村市 | | | 対象外 |
| 調布市 | | | 対象外 |
| あきる野市 | | | 可燃ごみ扱い |
| 八王子市 | | | 対象外 |
| 武蔵野市 | | | 対象外 |
| 稲城市 | | | 可燃ごみ扱い（発泡容器は無料にて拠点回収） |
| 小金井市 | | | |
| 町田市 | | | 可燃ごみ（一部地区で不燃ごみ）扱い |
| 狛江市 | | | 可燃ごみ扱い |
| 西東京市 | | | |
| 多摩市 | | | |
| 三鷹市 | | | 対象外 |
| 府中市 | | | |
| 国分寺市 | | | 対象外 |
| 立川市 | | | 対象外 |
| 東大和市 | | | |

(2) 手数料の料金体系について

第8期ごみ問題審議会(平成21年4月~25年3月)の答申では、「家庭ごみ有料化に関する制度提案」として、会長の私案「国立型指定袋制度」が示されました。この制度は、超過量従量制の有料化方式でした。

第9期ごみ問題審議会は家庭ごみ有料化の制度設計についての市長の諮問に依って、国立市にふさわしい手数料体系を検討した結果、超過量従量制については大きなごみ減量効果の持続が期待できないこと、制度運用に要する事務的な経費が大きいことなどから、問題が多いと評価するに至りました。

ごみ処理手数料の徴収方法としては、「発生抑制を推進し減量化を促進する」、「費用負担の公平性を確保する」、「将来的に運営費用の負担が少ない制度とする」の3つの観点から、多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している22市においても採用されており、平成26年4月現在での家庭ごみの有料化を実施している市の9割以上が採用している、ごみの排出量に比例してごみ処理手数料が増加する「単純従量制」の採用が適当と考えます。

(3) 手数料の徴収方法について

手数料の徴収方法には、手数料を上乗せした「指定ごみ袋」、「シール」の利用がありますが、多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している22市においては、全ての市が指定ごみ袋を採用している現状にあります。

手数料の徴収に当たっては、家庭ごみの有料化導入の最大の目的である、ごみ問題に対する意識啓発や具体的な減量行動の促進によるごみの減量化を進めるために、ごみ減量の効果を実感できる方法を設定することが望ましいと言えます。

また、負担の公平性を確保するためにも、排出量に応じた適正な手数料負担となることが客観的に明確である必要があります。

このことから、手数料の徴収方法については、ごみ排出量を把握することが容易で、負担の公平性が確保される「指定ごみ袋」の採用が適当です。

(4) 手数料の設定について

手数料を設定する際は、ごみの排出抑制と分別徹底効果、市民の受容性、ごみ処理にかかる経費、近隣市における料金水準等を考慮する必要があります。

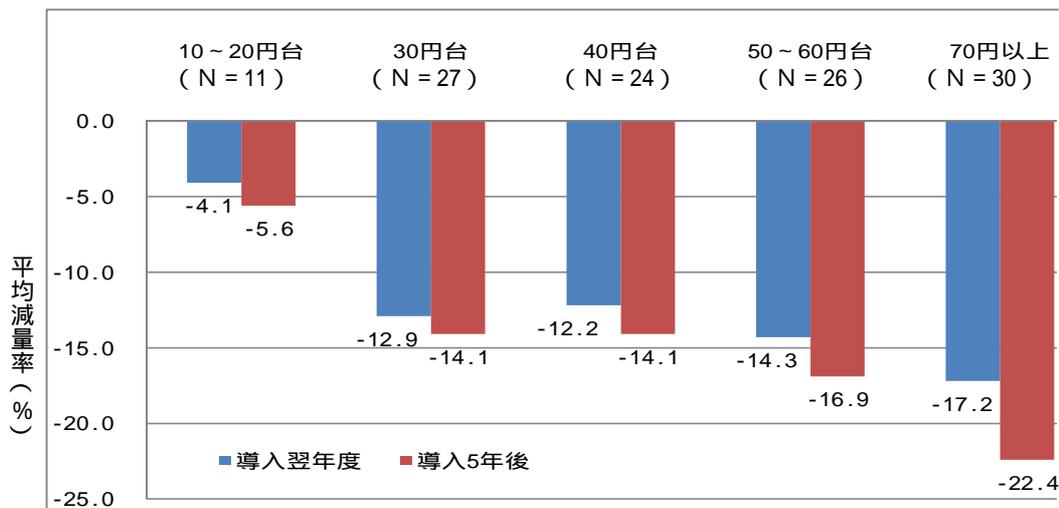
市民の受容性を考慮すると、手数料水準は低く抑えた方がよいと言える一方で、平成18年7月に策定した国立市循環型社会形成推進基本計画では第2期(平成27年度)における1人1日当たりのごみ・集団回収の合計量の目標を706.1gとしており、減量目標を達成するためには、十分なごみの排出抑制と分別徹底効果が得られる料金水準を設定することが求められます。

有料化導入の最大の目的であるごみの減量化・資源化を差し迫った課題として推進するためには、近隣市との均衡を失わない範囲で、最大限の減量効果が得られる料金水準とすべきです。

また、多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している22市の事例では、手数料は月額500円程度の負担又は処理経費の20%から25%を手数料設定条件としている状況にあります。

これらのことから、10 当たりの単価を 2 円とし 40ℓ大袋 1 枚当たり 80 円で設定することが適当です。

手数料水準と家庭ごみ排出量の減量効果（単純従量制 118 市）



- ・日当たりベースでの家庭系可燃・不燃・粗大ごみ、集団回収を含む資源物の減量効果（導入前年度比）を大袋（通常 40～45ℓ）1 枚当たりの価格帯別に、有料化導入の翌年度と 5 年目の年度について示したものを。
- ・有料化導入から 5 年経過していない場合は 3 年目、4 年目の年度データを 5 年目の年度に代用、2 年目のデータまでしか取れない場合は、分析から除外。

山谷会長の調査資料（2012 年 2～3 月実施）から引用

多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している 22 市の手数料水準

大袋：可燃・不燃

| 規格 | 単価 (円/1枚) | 金額 (円/1ℓ) | 採用市 | |
|-----|-----------|-----------|-----|----------------------------------|
| 40ℓ | 40 | 1.0 | 1市 | 清瀬市 |
| | 60 | 1.5 | 8市 | 青梅、昭島、福生、多摩、稲城、羽村、あきる野（可燃）、西東京各市 |
| | 64 | 1.6 | 1市 | 町田市 |
| | 72 | 1.8 | 1市 | 東村山市 |
| | 75 | 1.9 | 2市 | 八王子市、三鷹市 |
| | 80 | 2.0 | 8市 | 立川、武蔵野、府中、小金井、日野、国分寺、狛江、東大和各市 |
| 45ℓ | 84 | 1.9 | 1市 | 調布市 |

大袋：容器包装プラスチック

| 規格 | 単価 (円/1枚) | 金額 (円/1ℓ) | 採用市 | |
|-----|-----------|-----------|-----|-----------|
| 40ℓ | 20 | 0.5 | 1市 | 西東京市 |
| | 30 | 0.8 | 2市 | 青梅市、東村山市 |
| | 40 | 1.0 | 2市 | 府中市、清瀬市 |
| | 60 | 1.5 | 1市 | 昭島市 |
| | 80 | 2.0 | 2市 | 小金井市、東大和市 |

多摩川衛生組合の構成市及び隣接市の手数料水準

大袋：可燃・不燃

| 規格 | 単価 (円/1枚) | 金額 (円/1ℓ) | 多摩川衛生組合構成市 | 隣接市 (多摩川衛生組合構成以外) |
|-----|-----------|-----------|------------|-------------------|
| 40ℓ | 60 | 1.5 | 稲城市 | |
| | 80 | 2.0 | 府中市、狛江市 | 立川市、日野市、国分寺市 |

大袋：容器包装プラスチック

| 規格 | 単価 (円/1枚) | 金額 (円/1ℓ) | 多摩川衛生組合構成市 |
|-----|-----------|-----------|------------|
| 40ℓ | 40 | 1.0 | 府中市 |

参考資料：手数料負担額及び処理経費負担割合の試算

多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している 22 市の事例では、手数料は月額 500 円程度の負担又は処理経費の 20% から 25% を手数料設定条件としている。

基礎及び前提条件

平成 25 年度可燃ごみ量：414.9 g / 人日

平成 25 年度不燃ごみ量：66.1 g / 人日

平均世帯数：2.1 人（平成 25 年 10 月 1 日現在）74,508 人 ÷ 35,623 世帯

手数料：可燃、不燃（1ℓ 当たり 2 円）容器包装プラスチック（1ℓ 当たり 1 円）

収集回数：可燃（週 2 回）、不燃（隔週 1 回）容器包装プラスチック（週 1 回）

(1) 市民の受容性の考慮について（月額 500 円未満の価格設定）

収集日に毎回ごみを排出するものとして、ごみ袋の単価を算出する。

収集 1 回当たりの可燃ごみ量：414.9 g × 2.1 人世帯 × 3.5 日（7 日 ÷ 2 回）= 3,049.5 g

排出に中袋（20ℓ：3 kg）を使用する。

収集 1 回当たり不燃ごみ量：66.1 g × 2.1 世帯 × 14 日（隔週）= 1,943.3 g

排出に中袋（20ℓ：3 kg）を使用する。

1 年当たりの中袋の使用枚数

可燃ごみ：年 52 週 × 週 2 回 = 104 枚
不燃ごみ：年 52 週 ÷ 2（隔週）= 26 枚 計 130 枚

月額 500 円 × 12 箇月 ÷ 130 枚 = 46 円 40 円（端数切捨て）

よって、中袋（20ℓ）を 40 円とすると 1ℓ 当たりの単価は 2 円となり、5ℓ 袋は 10 円、10ℓ 袋は 20 円、40ℓ 袋は 80 円となる。

なお、1 年当たりの家計負担を試算すると 130 枚 × 40 円 = 5,200 円（1 月当たり 433 円）

(2) 周辺市における手数料の料金水準の考慮

中間処理として加入している多摩川衛生組合の構成市及び隣接市の 6 市の状況は、そのうちの 5 市において 5ℓ 袋は 10 円、10ℓ 袋は 20 円、20ℓ 袋は 40 円、40ℓ 袋は 80 円を採用している。

(3) 処理経費の 20% から 25% の範囲での手数料の設定条件

平成 25 年度ごみ総量：21,408 t（21,408,000 kg）

平成 25 年度ごみ処理費：1,202,205 千円

1 kg 当たりのごみ処理経費：1,202,205 千円 ÷ 21,408,000 kg 56.2 円

1ℓ 当たりのごみ処理経費：56.2 円 × 0.15 8.5 円 0.15 = 3 kg ÷ 20ℓ

よって、処理経費の 20% の額は 1.70 円（8.5 円/ℓ × 20%）、処理経費の 25% の額は 2.13 円（8.5 円/ℓ × 25%）となり、1ℓ 当たりの単価を 2 円とした場合には処理経費の 23.5% 程度となる。

また、容器包装プラスチックを対象とした場合には次のとおりとなる。

年間の使用枚数：年 52 週 × 収集週 1 回 = 52 枚、手数料：20 円/20ℓ

1 年当たりの家計負担 20 円 × 52 枚 = 1,040 円（87 円/月 = 1,040 円 ÷ 12 ヶ月）

ごみ 1 月当たり 433 円

プラ 1 月当たり 87 円

520 円

(5) 有料指定ごみ袋等の種類・形状と販売方法

1) 有料指定ごみ袋の種類

有料ごみ袋を指定するに当たっては、各世帯がごみ排出量に適した大きさの袋を選択できるように、複数の容量の指定ごみ袋を作製することが適当です。

容量の小さいごみ袋を利用するほど費用負担が少なくなることから、ごみ減量化に対する動機が働くように小さい袋も作製する必要がある一方で、販売価格が製造等原価を下回らないよう、費用軽減が実感でき、ごみ袋の販売価格が適正に設定できる大きさにすることも必要です。

これらの点から、ごみ減量化の意識付けが図れ、近隣市で多く用いられている、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類を採用することが適当です。

なお、有料指定ごみ袋は、「燃やすごみ」と「不燃ごみ」は、収集日が別であることから、経費面で有利な共通袋としても支障はないものと考えます。

2) 有料指定ごみ袋の形状

有料指定ごみ袋の形状については、市民にとって取り扱いやすく運びやすい形状での「持ち手付き袋(レジ袋タイプ)」を採用することが適当です。

3) 販売方法について

有料指定ごみ袋の販売方法としては、市が直接販売する方法や、市が販売店等を指定する方法がありますが、市民にとって購入しやすい販売方法とする必要があります。

現在、粗大ごみ処理券・事業系有料ごみ処理袋の販売は30箇所の取扱店があり、これらの取扱店において販売することが適当と考えます。

しかしながら、日常生活において購入しやすい場所の考慮や地域ごとにバランスのとれた取扱店の設置も適当であり、取扱店舗数の拡大のために、国立市ごみ減量協力店や市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、小売店、隣接市の市境の店舗等のさらなる取扱所の開拓も必要と考えます。

(6) 手数料の減免について

1) 基本的な考え方

家庭ごみの有料化の実施に当たっては、低所得者や社会的弱者にとって過度の負担とならないよう、経済的負担の軽減を考慮すべきです。また、ごみの品目によっては、政策的に有料化の対象とするのが適切でないものもあります。

手数料の減免措置の検討に当たっては、関係する所管と十分に調整し、市全体の施策との均衡を図る必要があると考えます。

一方で、公平負担の原則を堅持する観点から、該当世帯への指定ごみ袋配布枚数に制限を設ける等の方法を検討することも必要と考えます。

2) 減免対象者の範囲について

従来福祉施策との整合性や公平性などを総合的に判断したうえで、慎重に検討することが求められます。福祉政策上の要請がある場合に、関係する所管と十分に調整のうえ検討することが適当です。

3) 免除対象品目の範囲について

政策的に有料化の対象とすることが適切でない品目は、手数料免除又は対象外品目とするのが望ましいと言えます。なお、排出方法は、指定ごみ袋を使用せず、従来どおり中身が確認できる透明又は半透明の袋に入れて排出可能とすることが適切です。

| 品目 | 取扱 | 理由 |
|--------------------------|--------|--|
| 植木剪定枝 (粗大ごみには該当しないもの) | 手数料免除 | 緑化推進の観点から、有料化品目から除外することが適切と考える。 |
| ボランティア清掃ごみ | 手数料対象外 | 地域の環境美化を目的に道路、公園その他公共の場所を義務なく無償で行うボランティア清掃に対して、手数料徴収はそぐわないと考える。 |
| 紙おむつ | | 紙おむつを常時使用する乳幼児や要介護者がいる世帯にとっておむつごみの減量は困難であることから、子育て支援及び要介護者を在宅で介護している世帯への支援が必要と考える。 |
| 有害危険物・処理困難物 | | 分別排出を促進し、適正処理を図るため、有料化品目から除外することが適切と考える。 |

多摩地域で家庭ごみの有料化を実施している 22 市における状況

手数料減免

| 市名 | 社会的配慮からの減免措置等 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---------------|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|-----|---|---|
| | ア | イ | ウ | エ | オ | カ | キ | ク | ケ | コ | サ | シ | ス | セ | ソ |
| 青梅市 | | | | | | | | | 1級 | | | | 65歳 | | |
| 日野市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 清瀬市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 昭島市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 福生市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 東村山市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 羽村市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 調布市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| あきる野市 | | | | | | | | | 1級 | | | | 65歳 | | |
| 八王子市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 武蔵野市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 稲城市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 小金井市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 町田市 | | | | | | | | | | | | | 70歳 | | |
| 狛江市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 西東京市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 多摩市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 三鷹市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 府中市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国分寺市 | | | | | | | | | 1級 | | | | | | |
| 立川市 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 東大和市 | | 1 | 2 | 3 | | | | | | | | | | | |

ア：生活保護受給世帯

イ：老齢福祉年金受給世帯 1：老齢福祉年金受給世帯で市民税非課税世帯

ウ：児童扶養手当受給世帯 2：児童扶養手当受給世帯で市民税非課税世帯

エ：特別児童扶養手当受給世帯（知的又は身体に障がいのある状態の児童を養育している世帯）

3：特別児童扶養手当受給世帯で市民税非課税世帯

オ：児童育成手当受給世帯

カ：国民年金の遺族基礎年金受給者

キ：中国残留邦人等支給受給世帯

ク：身体障害者手帳交付者（1級または2級）かつ市民税非課税世帯

ケ：精神障害者保健福祉手帳交付者（1級または2級）かつ市民税非課税世帯

コ：東京愛の手帳交付者（1度または2度）かつ市民税非課税世帯

サ：特別障害者手当受給世帯

シ：要介護（4または5）認定者のいる市民税非課税世帯

ス：75歳以上の者のみの世帯（収入が年金のみ、収入のない世帯、市民税非課税世帯等の要件）

セ：天災又は火災等の被害を受けた世帯

ソ：特別の理由により市長が認めたもの

手数料免除・対象外品目

| 市名 | 免除品目 | 対象外品目 | | | | その他 |
|-------|-----------|---------------|------------|-------------|-----------------------|---------------------------------------|
| | 剪定枝 葉草 | ボランティア 清掃袋 | おむつ 専用袋 | 有害物 ・危険物 | 紙類・衣類・ビン・ 缶・ペットボトル | |
| 青梅市 | | | | | | |
| 日野市 | | | | | | 発泡トレイ、小型家電 製品、金属類 |
| 清瀬市 | | | | | | |
| 昭島市 | | | | | | カセットテープ |
| 福生市 | 1 | | | | | |
| 東村山市 | 2 | | | | | |
| 羽村市 | | | | | | プラスチック製容器包 装、硬質プラスチック、 金属、白色トレイ |
| 調布市 | | | | | | プラスチック製容器包装 |
| あきる野市 | 3 | | | | | |
| 八王子市 | | | 7 | | | プラスチック製容器包装 |
| 武蔵野市 | | | | | | |
| 稲城市 | 4 | | 8 | | | |
| 小金井市 | | | | | | |
| 町田市 | 5 | | | | | |
| 狛江市 | 6 | | 9 | | | |
| 西東京市 | | | | | | |
| 多摩市 | | | | | | |
| 三鷹市 | | | | | | プラスチック |
| 府中市 | | | | | | |
| 国分寺市 | | | | | | 資源プラスチック |
| 立川市 | | | 10 | | | |
| 東大和市 | | | | | | |

1：草のみ1度に出す場合4袋目から有料

2：1回3束（袋）まで

3：枝1回5束まで

4：1回2束（袋）まで

5：枝のみ

6：1回3袋まで

7：乳幼児、65歳以上、障害者手帳交付者、45～65歳かつ要介護1以上の方

8：4歳まで、65歳以上、障害者手帳交付者

9：2歳まで（100ℓ袋年120枚まで）

10：45ℓまでの透明、半透明ビニール袋外面に「おむつ」明記を条件

4. 収集方法について

ごみの集積所に関しては、利用する周辺市民の方により管理されていますが、設置場所を巡るトラブル、ごみの散乱などによるまちの美観の問題や収集日に関係なく排出されるごみ・不法投棄等により、周辺市民への迷惑が生じる問題が起きています。

さらに、ごみ処理手数料が無料であることなどにより、既に有料化をしている自治体からの越境投棄などが現状で見受けられます。

そこで、収集方式を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者を明確化することにより、これらの課題が解決できるとともに、排出者各自がごみの発生抑制や減量、リサイクルの推進を意識し、今まで以上に自分で排出するごみに責任を持つこととなります。

収集運搬にかかる費用については、収集方法を戸別収集にすることにより、従来のステーション方式に比べ収集に回る箇所数が増えることとなり、これまで以上に増えることが想定されます。

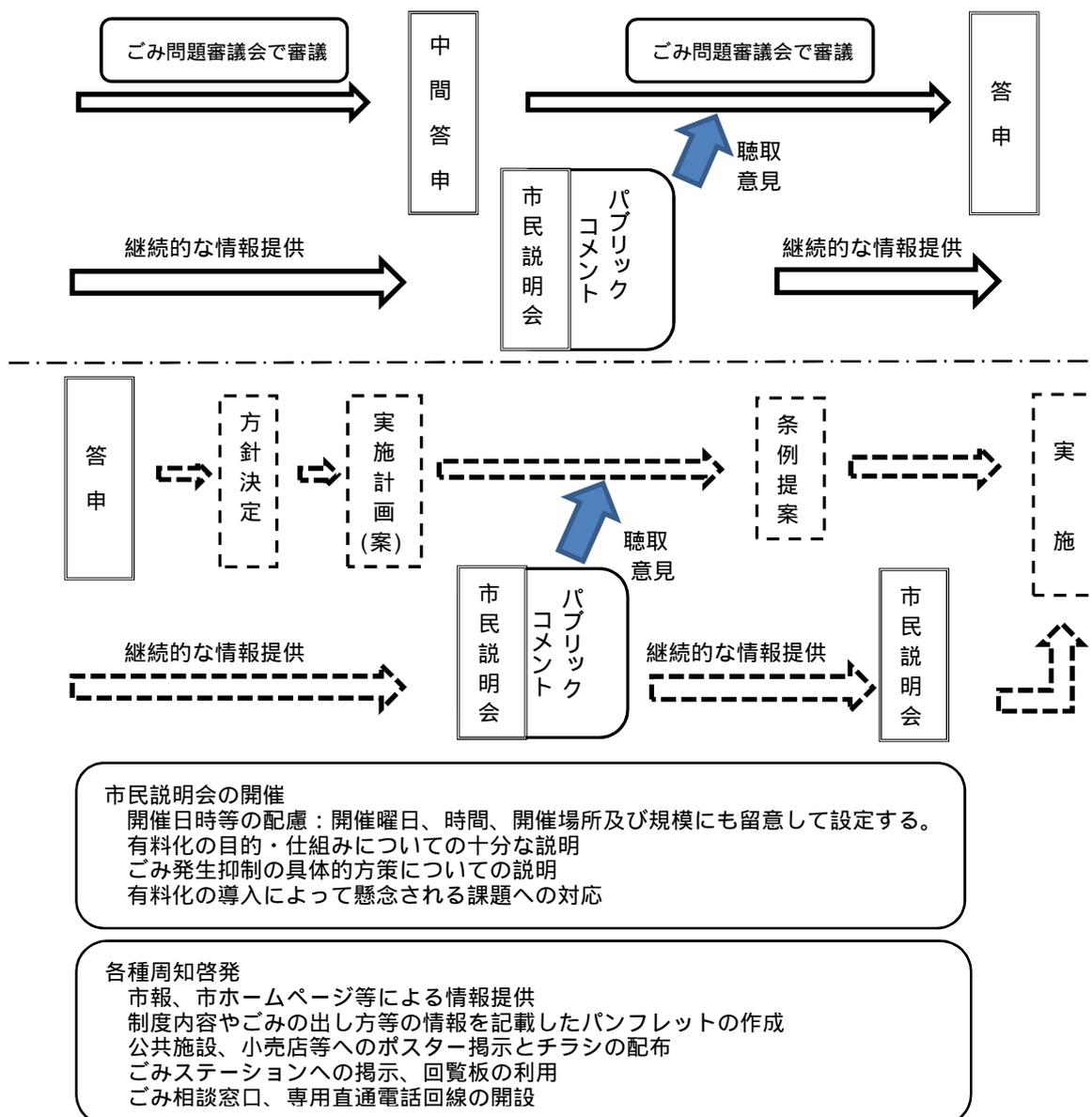
5. 有料化にあたっての留意事項

(1) 市民への周知啓発の徹底

家庭ごみの有料化の導入は、市民に新たな金銭的負担を求めるものであるため、市民参加と検討プロセスの透明性の確保が重要となります。広報媒体による周知徹底と併せて、有料化の目的や仕組み等について自治会単位の説明会を開催するなど、可能な限りきめ細やかな説明を行い、市民の理解や協力を得るように努める必要があるといえます。同時に、自治会に未加入の市民にも、情報が行き渡るような方法を検討していく必要があります。

情報の内容としては、有料化の目的・制度の内容、分別方法や排出方法、減量化の具体的方策など、市民がどのような対応をする必要があるのかを明確に示すことが、効果的であると考えられます。

また、有料化導入後も、ごみの排出量や再生利用の状況といった、有料化による排出抑制効果を示すとともに、廃棄物行政全般について継続的に情報提供を行うことで、意識啓発を促し、その効果を維持させることが重要と考えます。



(2) 減量化、資源化拡大のための併用施策のさらなる充実

家庭ごみの有料化の導入に当たり、ごみの減量化、資源化の拡大を図っていくためには、市民のごみ排出抑制を支援する併用施策のさらなる充実が有効です。

全国の有料化実施市において、多くの市が有料化導入と同時にまたはその前後に、併用施策を実施し、さらなるごみの減量化、資源化の拡大、市民負担の軽減に取り組んでいます。したがって、家庭ごみの有料化の導入に併せて、これまで実施している様々な取り組みを強化拡大するなど、市民のごみの減量化・資源化の取り組みを支援する施策を実施するとともに、行政サービスの向上を図っていく必要があると考えます。

市民、事業者、行政の協働の強化
厨芥類の水切り
生ごみ処理容器等の購入費助成制度の充実
ミニ・キエー口普及支援、助成予算額増
分別の徹底
紙類のさらなる資源化

ごみ減量協力店制度の活性化
販売店での資源物回収の推進
植木剪定枝全量資源化
集団回収の促進
市民活動への支援の充実

(3) 収入の使途

家庭ごみの有料化は、市民に新たな金銭的負担を求める施策であるため、手数料収入の使途については、適正な使途を定めるとともに情報を公開することが必要です。

手数料収入を充てる事業は、有料化が廃棄物収集、運搬、処理に係る費用の一部について市民に負担を求めるものであることから、清掃関連の費用、ごみの減量化・資源化、リサイクルの推進、周知啓発等を目的とした清掃関連事業に特定して、特定財源として扱うことが適切であると考えます。

また、手数料の運用に係る情報の公開については、ごみ処理経費の現状と併せ、手数料収入の使途について、市民に分かりやすく公開していくことが求められます。使途の妥当性や事業の有意性などを評価することが求められるため、導入後も手数料収入が有効に活用され、市民の理解が得られる使い道を検討する必要があると考えます。

(4) 不法投棄と不適正排出対策

有料化を導入した当初は、不法投棄や不適正排出の増加が懸念されることから、有料化導入に伴う不法投棄等増加への備えとして、まずは十分な予防措置を行い、発生を未然に防ぐことが重要と言えます。また、有料化導入後は、対策を講じることで、不法投棄等の抑制を図ることが必要となります。

啓発の方法としては、市報や市ホームページによる情報提供、チラシやパンフレット等の配布、有料化導入前の説明会の開催など、きめ細やかな対応や十分な情報提供を行うことが考えられます。

不法投棄防止のための対策
警告看板の設置
自治体によるパトロールの強化
外部団体との通報制度
市民による通報制度
監視カメラの設置
不法投棄をしにくい環境づくりの構築

不適正排出防止のための対策
広報活動
集積所での啓発指導
不適正排出者に対する直接指導や警告書送付など
有料化導入前のきめ細やかな市民説明
有料化実施当初の立会指導
不適正排出につながりにくい環境づくり

(5) 事業系ごみの取り扱いについて

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないことが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められています。

国立市では平成 10 年度に条例により事業系ごみの全面有料化を実施し現在に至っていますが、市において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましいと言えます。

近年では、ごみ処理収支の見直しや受益者負担割合の適正化、ごみ排出量削減誘導などの観点から、手数料の見直しを図る自治体が増えています。

多摩地域の平均を下回っている料金設定の状況と中間処理として加入している多摩川衛生組合の構成市及び隣接市との比較においても低い料金設定のため、これらを参考にして均衡を図るなど適切な見直しを図るべきと考えます。

多摩地域の事業者自ら搬入する場合の 1kg 当たりの手数料の比較

平成 26 年度

| 市名 | 手数料(円) | 市名 | 手数料(円) | 市名 | 手数料(円) | |
|-------|--------|------|--------|-------|--------|----|
| 小金井市 | 55 | 三鷹市 | 35 | あきる野市 | 30 | |
| 府中市 | 42 | 調布市 | | 30 | 国立市 | 27 |
| 日野市 | | 東村山市 | 25 | | 八王子市 | 25 |
| 狛江市 | | 国分寺市 | | | 町田市 | |
| 稲城市 | | 立川市 | | | 東大和市 | |
| 武蔵野市 | 40 | 青梅市 | 30 | 武蔵村山市 | 24 | |
| 清瀬市 | 38 | 昭島市 | | 多摩市 | | |
| 東久留米市 | | 福生市 | | 小平市 | | |
| 西東京市 | | 羽村市 | | | | |

| 金額 (円/1kg) | 多摩川衛生組合 構成市 | 隣接市 (多摩川衛生組合構成以外) |
|---------------|----------------|----------------------|
| 42 | 府中市、狛江市、稲城市 | 日野市 |
| 35 | | 国分寺市 |
| 30 | | 立川市 |

おわりに

第9期ごみ問題審議会では、「家庭ごみ有料化の制度設計について」と「国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について」の2点の諮問のうち、「家庭ごみ有料化の制度設計について」の検討を第一の責務として審議し検討を行ってきました。

国立市は、焼却の中間処理及び最終処分を広域化として稲城市と日の出町に依存している状況にあります。中間処理施設と最終処分場の延命化や周辺住民の負担軽減、また循環型社会の形成に向けてごみ発生・排出抑制、資源化のさらなる推進を図るために、行政が取り組み得るすべての手法を市民の協働のもと実施していかなばならない状況と言えます。

毎日のごみ排出で一定の負担感を生ずる「家庭ごみの有料化」は、ごみ減量・リサイクル推進への誘因の提供、ごみ問題・適正排出への関心の高まり、負担の公平性の確保、さらにごみの処理経費を削減できる効果が期待でき、排出者の責任を明確にするための施策としては有効です。

現状では、市民のごみに対する意識やごみ発生抑制の取り組みの評価が困難な中、排出者である市民が自らの取り組みを、目に見える形で実感できる施策としてもその効果は期待できます。

つきましては、多摩地域の自治体の共通課題であるごみの減量化の手法の一つである「家庭ごみの有料化」の実施を市が検討される際には、本答申に十分留意し、市民の合意の形成に向けて丁寧な対応をされるよう要望します。

参考資料

家庭ごみの有料化に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

この調査は、環境負荷を低減し資源の有効活用を進め、循環型社会を形成するためのごみ発生抑制の施策として、また経費の面からもあわせて、ごみの減量の手法の一つとして家庭ごみの有料化が考えられるため、今後のごみ減量化・資源化施策の基礎資料とするため実施したものである。

(2) 調査の設計

- 1) 調査地域：国立市全域
- 2) 調査対象：国立市在住の満18歳以上の男女
- 3) 標本数：2,000人
- 4) 調査方法：郵送による配票、回収
- 5) 調査期間：平成26年10月28日発送、11月27日締め切り

(3) 回収結果

- 1) 発送数：2,000人
- 2) 回収数：925人（回収率46.3%）

(4) 結果（概要）

1) 家庭ごみの有料化についての考え

| | |
|-----------------|-------|
| 実施しても構わない | 13.7% |
| 条件を整えば実施しても構わない | 36.8% |
| 実施すべきでない | 38.6% |
| どちらでもよい | 3.9% |
| よくわからない | 4.1% |

2) 家庭ごみの有料化を実施しても構わない理由

| | |
|----------------------------------|-------|
| 環境への負荷がより軽減される | 30.0% |
| 資源の分別やリサイクルが進む | 20.0% |
| ごみ減量等を行っている人とそうでない人との費用負担を公平にすべき | 13.5% |
| ごみ処理費用を削減できる | 15.7% |
| 出す量に応じて負担すべき | 15.7% |

3) 家庭ごみの有料化の実施条件（行政の取り組み）

| | |
|-----------------------------------|-------|
| ごみ処理費の内訳や根拠を明らかにする | 8.5% |
| ごみ処理事業の効率化を図る | 5.9% |
| 生産者の取り組み強化を図る | 6.2% |
| 収集頻度を増やす | 1.4% |
| 戸別収集を実施 | 5.1% |
| ごみ減量等の努力をした人は支払いが少なくなるよう公平な仕組みを作る | 7.6% |
| 有料化によるごみ減量などの効果を明らかにする | 12.4% |
| 有料化による費用削減効果は市民に還元を図る | 6.7% |
| 有料化料金の根拠を明らかにする | 5.1% |
| 有料化による料金収入の使い道を明らかにする | 10.2% |
| 不法投棄が起きないように対策をとる | 16.4% |
| 実施に際しては市民の意見を十分に聴取する | 7.1% |
| 分別収集品目を増やしリサイクルを促進させる | 5.6% |

4) 家庭ごみの有料化を実施すべきでない理由

| | |
|---------------------------|-------|
| ごみ処理費の内訳や根拠が明らかでない | 8.8% |
| ごみ処理事業の効率化を先に行うべき | 4.4% |
| 生産者によるごみ減量・リサイクルを先に進めるべき | 7.4% |
| 市民によるごみ減量等の自主的な取り組みを優先すべき | 9.7% |
| 事業ごみの処理料金の改正を先に行うべき | 3.5% |
| 収集頻度を増やすなど行政サービスの充実が先 | 1.9% |
| 費用負担が発生する | 17.2% |
| 税の二重取りとなる | 15.4% |
| ごみの減量効果は一時的なものと思う | 6.2% |
| 不法投棄が増え、環境・景観が悪化する | 20.8% |

5) 家庭ごみの有料化後のごみ減量やリサイクルの取り組み方の変化

| | |
|-------------------|-------|
| より一層積極的に取り組むようになる | 48.6% |
| 特に変わらない | 46.5% |

6) より一層積極的に取り組むとの回答の具体的な取り組み

| | |
|--|-------|
| ごみと資源の分別の徹底 | 13.9% |
| 過剰な包装をことわる | 12.6% |
| レジ袋をもらわないようにする | 14.5% |
| 再生品を優先的に選ぶ | 3.7% |
| 使い捨て商品は買わず、繰り返し使用できる商品を買う | 7.7% |
| 修理できるものは修理をして、長く使う | 4.7% |
| 水切りを徹底して生ごみの重量やかさを減らす | 10.7% |
| 生ごみをたい肥化したり、処理機にかけるなどしてできるだけごみを出さないようにする | 3.9% |
| 食材を買いすぎたり、食べ残しをしない | 11.3% |
| 販売店へ返せるものは返す | 12.4% |
| フリーマーケット、リサイクルショップを利用する | 2.5% |

7) 取り組みが変わらないとの回答の理由

| | |
|----------------------------|-------|
| 指定有料袋の費用が気にならない | 5.7% |
| 費用がかかってもかまわない | 8.3% |
| すでに努力しているため、今以上の取り組みはむずかしい | 74.4% |

8) 一世帯1ヶ月あたりの経済的に負担してもよいと思う金額

| | | | |
|--------|-------|----------|------|
| 100 円位 | 17.0% | 700 円位 | 1.8% |
| 200 円位 | 8.8% | 800 円位 | 2.7% |
| 300 円位 | 16.6% | 900 円位 | 0.2% |
| 400 円位 | 3.9% | 1,000 円位 | 8.1% |
| 500 円位 | 25.4% | 1,200 円位 | 0.4% |
| 600 円位 | 1.9% | 1,500 円位 | 0.9% |

9) 戸別収集について

| | |
|---------------------------------|-------|
| ごみ出しが楽になる | 10.1% |
| ごみの減量、分別を心がけるようになる | 10.3% |
| ごみの管理をしっかりするようになる | 14.7% |
| ごみ集積所周辺の苦情やトラブルが減少する | 7.2% |
| カラスや猫による散らかし被害が減少する | 6.3% |
| 不法投棄がされにくくなる | 9.5% |
| ごみの収集漏れが頻繁に起こる | 5.9% |
| 近所付き合いが希薄になる | 1.1% |
| ごみを出した人が特定できるので、いたずらされたり盗まれたりする | 9.2% |
| 敷地内に置くので気になる | 5.5% |
| 収集方法を変更すると混乱する | 6.9% |

諮問書（公印なし）

国環減発第79号
平成25年11月20日

第9期国立市ごみ問題審議会
会長 殿

国立市長 佐藤 一夫

諮 問 書

国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例第12条第2項の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 家庭ごみ有料化の制度設計について
2. 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について

以上

第9期国立市ごみ問題審議会委員名簿

(敬称略)

| 役職 | 氏名 | 選出区分その他 |
|-----|--------|----------------------------------|
| 会長 | 山谷 修作 | 学識経験者 東洋大学経済学部総合政策学科教授 |
| 副会長 | 鈴木 モトエ | 公募市民 |
| 委員 | 佐藤 富善 | 〃 |
| | 丸本 明子 | 〃 |
| | 山田 愛 | 〃 |
| | 菅原 公代 | 国立市消費者団体連絡会 |
| | 後藤 信子 | 国立市商工会 |
| | 津田 宗彦 | 廃棄物関連事業者 |
| | 江川 美穂子 | 学識経験者 NPO 法人ごみ・環境ビジョン 21 理事 |
| | 信澤 由之 | 学識経験者 亜細亜大学、日本大学大学院非常勤講師(経済学) |

任期：平成25年11月20日から平成27年11月19日まで

山田委員については、平成25年11月20日から平成27年3月31日まで

佐藤委員については、平成25年11月20日から平成27年6月16日まで

第9期国立市ごみ問題審議会におけるこれまでの審議経過

| 回 | 日時・場所 | 議題等 |
|-----|---|---|
| 第1回 | 平成25年11月20日(火) 14:00~15:00 国立市役所3階第3会議室 | 会長、副会長の選出 諮問 今後のスケジュール(案)について 国立市循環型社会形成推進基本計画について |
| 第2回 | 平成26年1月8日(水) 15:30~17:00 国立市役所3階第4会議室 | 重点施策について(生ごみの減量、資源物の分別) |
| 第3回 | 平成26年2月26日(水) 14:00~16:00 国立市役所3階教育委員会室 | 委員の活動報告 重点施策について(市民参加、その他) |
| 第4回 | 平成26年4月9日(水) 14:00~16:15 国立市役所3階第4会議室 | 庁舎のごみ排出状況 家庭ごみ有料化について(基本情報) |
| 第5回 | 平成26年5月21日(水) 14:00~16:05 国立市役所3階第4会議室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (新規施策) |
| 第6回 | 平成26年7月9日(水) 8:30~12:00 日野市クリーンセンター | 視察(日野市内、日野市クリーンセンター) |

| 回 | 日時・場所 | 議 題 等 |
|-----------|--|--|
| 第 7 回 | 平成 26 年 7 月 16 日 (水) 15:00 ~ 17:30 国立市役所北庁舎第 6 会議室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (新規施策) 家庭ごみ有料化の制度設計について |
| 第 8 回 | 平成 26 年 9 月 17 日 (水) 14:00 ~ 16:30 国立市役所 3 階第 4 会議室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (新規施策) アンケート調査案について 家庭ごみ有料化の制度設計について |
| 第 9 回 | 平成 26 年 10 月 15 日 (水) 14:00 ~ 16:00 国立市役所 3 階第 4 会議室 | アンケート調査票について 家庭ごみ有料化の制度設計について |
| 第 10 回 | 平成 26 年 12 月 16 日 (火) 9:00 ~ 11:30 府中市リサイクルプラザ | 視察 (府中市内、府中市リサイクルプラザ) |
| 第 11 回 | 平成 26 年 12 月 24 日 (水) 14:00 ~ 16:15 国立市役所 3 階第 1 会議室 | アンケート調査の結果について 家庭ごみ有料化の制度設計について |
| 第 12 回 | 平成 27 年 1 月 21 日 (水) 14:00 ~ 16:15 国立市役所 3 階第 2 会議室 | 家庭ごみ有料化の制度設計について 中間答申 (案) について |
| 第 13 回 | 平成 27 年 2 月 25 日 (水) 14:00 ~ 16:15 国立市役所 3 階第 2 会議室 | 中間答申 (案) について 今後の審議会開催予定案について |
| 中間答申 | 平成 27 年 3 月 12 日 (木) | 家庭ごみ有料化の制度設計についての中間答申を提出 |
| 第 14 回 | 平成 27 年 3 月 25 日 (水) 14:00 ~ 16:00 国立市役所 3 階第 4 会議室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (構成、基本方針、具体的な数値目標について) |
| 第 15 回 | 平成 27 年 4 月 15 日 (水) 14:00 ~ 16:00 国立市役所 3 階第 4 会議室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (循環型社会形成のための具体的な取組、家庭ごみの 有料化について) |
| 第 16 回 | 平成 27 年 4 月 27 日 (月) 14:00 ~ 16:00 国立市役所 1 階西側臨時事務室 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂について (家庭ごみの有料化、生活排水計画、計画の評価について) |
| 第 17 回 | 平成 27 年 5 月 21 日 (木) 14:00 ~ 16:00 国立市役所 1 階東側臨時事務室 | 中間答申 (案) について 意見交換会 (市民説明会) について |
| 中間答申 | 平成 27 年 5 月 27 日 | 国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂についての 中間答申を提出 |
| 意見交換会 | 平成 27 年 7 月 1 日 (水) 19:00 ~ 21:00 国立市公民館地下ホール | 中間答申に関する意見交換会 (参加者 7 名) |
| 意見交換会 | 平成 27 年 7 月 3 日 (金) 19:00 ~ 20:45 南区公会堂フレスポホール | 中間答申に関する意見交換会 (参加者 12 名) |
| 意見交換会 | 平成 27 年 7 月 4 日 (土) 10:00 ~ 12:20 国立市役所 3 階第 3、4 会議室 | 中間答申に関する意見交換会 (参加者 22 名) |
| パブリックコメント | 平成 27 年 7 月 1 日 (水) ~ 7 月 31 日 (金) | 中間答申に関するパブリックコメント (意見提出者 3 名) |
| 第 18 回 | 平成 27 年 9 月 16 日 (水) 14:00 ~ 16:30 国立市役所 1 階東側臨時事務室 | 中間答申に関する意見交換会 (市民説明会) について 中間答申に関する意見について 中間答申の修正について |
| 第 19 回 | 平成 27 年 10 月 28 日 (水) 14:00 ~ 16:15 国立市役所 1 階東側臨時事務室 | 平成 26 年度ごみ量について 中間答申に関する意見交換会 (市民説明会) について 中間答申に関する意見について 答申 (案) について |
| 最終答申 | 平成 27 年 11 月 19 日 (木) | 家庭ごみ有料化の制度設計についてと国立市循環型社会形成推進基本計画の改訂についての最終答申を提出 |

